

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団（以下「財団」という。）の組織に関し必要な事項を定め、財団の事務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(組織及び職制)

第2条 財団定款第44条の規定に基づき財団に事務局を置く。

2 事務局に館長、事務局長、チーフ、主任、主幹、主査、主事及びスタッフを置くことができる。

3 特に理事長が必要と認めたときは、臨時的任用職員を置くことができる。

4 前項の臨時的任用職員の取扱いについては、別に理事長が定めるもののほか、高知県の取扱いの例による。

(職務)

第3条 館長は、理事長の命を受け、財団の業務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局長は、館長を補佐し、事務局内の調整を図るとともに、職員を指揮監督する。

3 チーフは、上司の命を受け、分掌事務を掌理するとともに、職員を指揮監督する。

4 主任、主幹、主査、主事、スタッフ及び臨時的任用職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(事務分掌)

第4条 職員は次の各号に掲げる事務を分掌する。

(1) 財団の事務及び登記に関すること。

(2) 予算、決算及び事業報告に関すること。

(3) 人事、服務その他職員に関すること。

(4) 職員の研修及び福利厚生に関すること。

(5) 給与及び旅費に関すること。

(6) 経理及び契約に関すること。

(7) 現金、有価証券その他財産の管理に関すること。

(8) 物品の出納及び保管に関すること。

(9) 施設、設備及び器具の利用の受付及び利用の許可に関すること。

(10) 施設、設備及び器具の利用の打合せ及び利用の指導に関すること。

(11) 利用料金の徴収等に関すること。

(12) 施設の広報宣伝に関すること。

(13) 施設の備品及び消耗品の管理に関すること。

(14) 施設、設備及び器具の保守管理及び保守管理委託業務の指導に関すること。

(15) 文書の管理に関すること。

- (16) 関係団体等との連絡調整に関すること。
- (17) 事業の企画・実施に関すること。
- (18) 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供に関すること。
- (19) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究に関すること。
- (20) 男女共同参画の推進に関する広報及び啓発に関すること。
- (21) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会及び研修会の開催に関すること。
- (22) 女性問題その他男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
- (23) 男女共同参画を推進する人材の育成に関すること。
- (24) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、財団の組織について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。